

事例番号:310160

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 36 週- 高血圧を認める

妊娠 37 週 6 日 妊娠高血圧症候群疑いで当該分娩機関を紹介され受診

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 5 日

13:59-14:36 胎児心拍数陣痛図で異常所見認めず

15:36 前期破水の診断で入院、血圧 141/80mmHg

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

19:44- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈または胎児心拍数 100 拍/分台以下の徐脈を認める

19:52 超音波断層法で胎児心拍数 50 拍/分台

20:09 胎児発育不全、前期破水、胎児徐脈のため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 臍帯真結節あり

胎盤病理組織学検査で絨毛に合胞体結節の形成亢進、胎盤辺縁部に複数の小規模な梗塞、全体に強い低酸素変化、絨毛膜羊膜炎 Blanc 分類ステージ 3、臍帯炎ステージ 2 を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 5 日

- (2) 出生時体重:2320g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.055、PCO₂ 39.5mmHg、PO₂ 45.3mmHg、
HCO₃⁻ 11.0mmol/L、BE -19.6mmol/L
- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分4点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(マスク・チューブ)、気管挿管
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低出生体重児
生後1日 血液検査で白血球 $19.4 \times 10^3 / \mu\text{L}$ 、高感度CRP 23008ng/mL
- (7) 頭部画像所見:
生後34日 頭部MRIで大脳基底核に信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

<紹介元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医3名
看護スタッフ:助産師1名、看護師3名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医1名、外科医2名
看護スタッフ:助産師4名、看護師4名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠38週5日の14時37分以降19時44分頃までの間に生じた胎児低酸素・酸血症が出生時まで持続したことによって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯血流障害または妊娠高血圧症候群に伴う胎盤機能不全のいずれか、あるいはその両者の可能性がある。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 紹介元分娩機関における妊娠中の管理および妊娠 37 週 5 日に妊娠高血圧症候群疑いで当該分娩機関に紹介したことはいずれも一般的である。
- (2) 妊娠 37 週 6 日の高血圧(血圧 137/94mmHg)への対応(外来で経過観察としたこと)は選択肢のひとつである。
- (3) 妊娠 38 週 2 日の破水感への対応(破水の有無の確認、ノンストレス)は一般的であるが、その際の高血圧への対応(血圧測定を実施せず帰宅)は選択されることの少ない対応である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 38 週 5 日の受診時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法、内診、破水の確認、前期破水の診断で入院)は一般的である。
- (2) 入院後、間欠的胎児心拍数聴取で経過観察し、19 時 44 分に分娩監視装置を装着したことは一般的であるが、その間の胎児心拍数について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (3) 破水への対応(母体体温、脈拍数測定、抗菌薬の投与)は一般的である。
- (4) 妊娠 38 週 5 日 19 時 44 分以降の対応(分娩監視装置装着、トッポウ法、医師に報告、酸素投与、超音波断層法)は一般的である。
- (5) 超音波断層法で胎児心拍数 50 拍/分台の徐脈を確認し、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (6) 帝王切開決定から 15 分後に小児科医立ち会いのもと児を娩出したことは適確である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU 入室としたことはいずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき

事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

- ア. 妊娠経過中に高血圧を認める妊産婦が受診した際は、血圧測定を実施することが望まれる。
- イ. 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。
- ウ. 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。